

議案外質問(11月26日) 藤井ひろき議員

繁華街で店頭から客を奪うキャッチが横行 まっとうな営業ができなくなると業者も悲鳴

11月26日の本会議で藤井ひろき議員は、繁華街での「キャッチ」の実態と対策について質問しました。

店の前で他店への客引き

いわゆる「客引き」の「キャッチ」。居酒屋やカラオケ店が自分の店に、お客さんが来てほしいから、「いらっしゃい、いらっしゃい！」と、通行人に呼びかける行為にとどまらない異常な事態が起きています。

名駅周辺では、夕方になると、複数の色のカラージャンパーやカラーシャツを着た若者を多く見受けます(写真)。私服のキャッチもいます。約3年前から数十人のキャッチが現れ、この1年で大幅にその人数が増え、多いときには200人を超えるキャッチが、店の前で客引きを行っています。藤井議員は市内の繁華街で店を営業をされている方々から、キャッチに関する相談を受け、現地も見て懇談してきました。

紹介すると1人500円

キャッチの会社と店の間で交わされる「宣伝代行業務委託契約書」では、管理費に加え、成功報酬として、キャッチが客を店に案内すると、店側が客一人あたり500円を払うシステムになっています。月に10名以上、店に客を案内すると別途1万円を支払う内容です。

高層ビルの足元でキャッチ

名駅前に次々と建設される高層ビルが、話題になっています。そのビルの足元である名駅周辺を夕方以降、歩きますとキャッチから次々と声がかかります。



「どのお店に行かれるのですか。すぐにメニューが出る店を案内しますよ。割り引きが効く店を案内できますよ」。店の入口でメニューを見ていると「もっといい店を案内しますよ」「この店はもう満席です。よければ、席が空いている店を案内しますよ」と声がかかります。

必要最低限度のルールを守って

店の方からは「自分の店の前の歩道に何人もキャッチが張り付いていて、お客様からも街の雰囲気が悪いとの声を多くいただいている。商売をするにあたっては、必要最低限度の正規のルールを守っていただきたい。誰もが安心して食べて飲んで楽しめる、健全な街の賑わいが失われつつある」との声がありました。

新宿区のような条例を早くつくろう

藤井議員は愛知県警察や、新宿区での調査をふまえて、「条例がないと取締りすらできない現状を打開するため、必要最低限の正規の商売ルールを守るため、そして市民のみなさんや、名古屋を訪れる観光客が安心して、食べて飲んで楽しんでいただける賑わい、名古屋の繁華街の賑わいを守るためにも、新宿区のような条例を設けることも含めて、名古屋市としても対策を検討するべきだ」とただしました。市民経済局長は「愛知県警とも情報を共有し、他都市も調査する」と答えました。藤井議員は、市長も一度実態を見てほしいとの居酒屋の店長などの声を伝え、「一刻も早く条例を作れ」と求めました。

新宿区公共の場所における
客引き行為等の防止に関する条例
平成25年9月1日
から施行

禁止となる行為 何人も、公共の場所では、次の1～3の行為が禁止されます。

- 1 客引き行為
- 2 勧誘行為（路上スカウト）
- 3 客待ち・勧誘待ち行為

上記①～③の行為を従業員等にさせてはなりません。
事業者の方は、上記①～③の行為をさせるために雇用や依頼をしてはなりません。

対象区域は
新宿区内全域です。

客引き行為等
防止特定区域



上：名古屋駅前で客引きするキャッチ。「しつこい」「思ったような店ではなかった」などの批判も。
左：新宿区の条例制定をPRし、キャッチ禁止を知らせるチラシ